

第22期第34回農業委員会総会

◇日時

平成29年4月14日(月)午後2時00分

◇場所

昭島市役所201会議室

◇出席委員

1番 中野久史 2番 鈴木勇作 3番 紅林隆男 4番 荒井啓行
5番 大島ひろし 7番 高橋祥友 8番 宮崎邦康 9番 川島弘治
10番 木野秀俊 11番 谷部英治 12番 井上茂夫 13番 田島富男

◇欠席委員

◇議事録署名委員

9番 川島弘治 10番 木野秀俊

◇事務局

青木事務局長 増田農政係長 書記 飯島

◇会議に付した事項

議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について
報告第1号 農地法第4条の規定による届出について(専決)
報告第2号 農地法第5条の規定による届出について(専決)

議長

ここに来て、桜が散りはじめました。このところ昼と夜の寒暖の差がありますので体調には十分注意して下さい。
それでは只今から、第34回農業委員会総会を開催致します。
それでは、本日の議事録署名委員の指名を致します。本日の議事録署名委員は9番 川島委員 10番 木野委員 を指名します。

議長

これより本日の議事に入ります。
本日の総会議案は、

議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について (2件)
報告第1号 農地法第4条の規定による届出について (2件)
報告第2号 農地法第5条の規定による届出について (1件)

議長

それでは議案第1号 番号1 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上程いたします。事務局より提案説明願います。

事務局長

はい、事務局。議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上記の議案を次の通り提出する。平成29年4月14日 提出者昭島市農業委員会会長 中野久史 番号1-1 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積885㎡ 番号1-2 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積228㎡ 面積合計1,113㎡ 申請人は、■■■■■ ■■■■■ 引き続き農業経営を行っている期間につきましては、平成26年4月1日から平成29年3月31日までとなっております。備考につきましては、平成5年5月28日付相続税納税猶予適格者証明を発行しております。以上宜しくご審議のほど、賜りますようお願い致します

議 長

す。

続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。
地区委員の7番 高橋委員説明願います。

7番委員

はい、説明致します。

番号1-1 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、平成29年4月6日 立会い者は、申請人の母、会長、職代、C班です。過去3年間の労働日数は各年間30日。土地の案内につきましては、■■■■■より北東に70m奥に入った住宅地に隣接する農地です。農地の状況ですが、緑化苗木のハナミズキを伐採し、柿20本、栗10本の幼木を定植しています。除草管理が不十分です。申請人 同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、一年を通して柿と栗です。出荷状況は、■■■■■です。納税猶予制度の説明は、書面で致しました。指摘事項は、除草、剪定等の肥培管理です。

番号1-2 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、平成29年4月6日 立会い者は、申請人の母、会長、職代、C班です。過去3年間の労働日数は各年間30日。土地の案内につきましては、■■■■■の■■■■■の交差点を■■■■■沿い150m南西へ進んだ東側の農地です。農地の状況ですが、緑化苗木のハナミズキを伐採し、梅9本、栗11本の幼木を定植しています。除草管理が不十分です。申請人同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、一年を通して梅と栗です。出荷状況は、■■■■■です。納税猶予制度の説明は、書面で致しました。指摘事項は、除草、剪定等の肥培管理及び圃場内の鉄板、コンクリート片の撤去を指導しました。以上です。

議 長

以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等ありますか。

農政係長

はい、事務局。

議 長

事務局。

農政係長

現地調査の指摘事項につきまして本日、午前中に現地を確認させて頂きました。いまだ改善されていなかったので、留守番電話に要件を入れさせて頂きました。引き続き事務局より指導させて頂きます。以上でございます。

議 長

他に御座いますか。

委員一同

ありません。

議 長

質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同

異議なし。

議 長

ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。

議 長

それでは、議案第1号 番号2 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上程いたします。事務局より提案説明願います。

事務局長

はい、事務局。議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上記の議案を次の通り提出する。平成29年4月14日 提出者昭島市農業委員会会長 中野久史 番号2 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿田 現況田 面積264㎡ 同じく地番■■■ 登記簿田 現況田 面積132㎡ 同じく地番■■■ 登記簿田 現況田 面積198㎡ 申請人は、■■■■■ ■■■■■ 引き続き農業経営を行っている期間につきましては、平成26年4月1日から平成29年3月31日までとなっております。備考につきましては、平成5年5月12日付相続税納税猶予適格者証明を発行しております。以上宜しくご審議のほど、賜りますようお願い致します。

議長

続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。
地区委員の12番 井上委員説明願います。

12番委員

はい、説明致します。
番号2 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者本人です。調査年月日は、平成29年4月6日 立会い者は、申請人、会長、職代、C班です。過去3年間の労働日数は各年間90日。土地の案内につきましては、■■■■■の■■■■■の交差点より北へ40m進み左折し90m進んだ左側の農地です。農地の状況ですが、地番■■■には物置が有りますが床は土の簡易的な物で農機具置き場となっております。1/3は畑として使用し大根が植栽されています。残りの2/3と地番■■■、■■■は、田として使用し現在は収穫後の休耕状態です。年間の作付け状況は、地番■■■の1/3ですが春は、大根。夏は、茄子、キュウリ、生姜。秋は、大根。冬は、大根。田んぼは、一年を通して稲作です。主な出荷先は、■■■■■です。相続税納税猶予についての説明は、しました。指摘事項は、有りません。以上です。

議長

以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等ありますか。

委員一同

ありません。

議長

質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同

異議なし。

議長

ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。

議長

次に、報告第1号 番号1 農地法第4条の規定による届出について、事務局より専決した内容の説明を願います。

事務局長

はい、事務局 報告第1号農地法第4条の規定による届出について（専決）
番号1 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿田 現況雑種地 面積302㎡
同じく地番■■■ 登記簿田 現況雑種地 面積365㎡ 同じく地番■■■ 登記簿田 現況雑種地 面積75㎡ 面積合計742㎡ 届出人は、■■■■■ ■■■■■
転用目的は、貸家住宅。
以上、宜しくお願い致します。

議 長 続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。
地区委員の3番 紅林委員説明願います。

3番委員 はい、説明致します。申請者名、土地の所在は、先ほど、事務局から説明のあったとおりです。平成29年4月8日に調査を行いました。土地の案内につきましては、■■■■■交差点を東へ200m進み■■■■■信号を右折し、30m進んで左折。60m直進した左側の農地です。農地の状況は、砂利敷きの駐車場として利用されていました。周囲の状況は、東は、プレハブ倉庫。南側は、水田。西側は、道路。北側は、駐車場です。転用事業の関連する特記事項はありません。以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。農地法第4条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議 長 次に、報告第1号 番号2 農地法第4条の規定による届出について、事務局より専決した内容の説明を願います。

事務局長 はい、事務局 報告第1号農地法第4条の規定による届出について（専決）番号2 所在 ■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況宅地 面積128㎡ 届出人は、■■■■ ■■■■ 転用目的は、自用住宅。以上、宜しくお願い致します。

議 長 続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。
地区委員の10番 木野委員説明願います。

10番委員 はい、説明致します。申請者名、土地の所在は、事務局から説明のあったとおりです。平成29年4月6日に調査を行いました。土地の案内につきましては、■■■
■■■バス停より西へ10m進み■■■■■を北へ300m進み市道を西へ30m進み南へ10m進んだ東側の土地です。農地の状況は、現在2階建ての住宅が建ち駐車スペースもありました。周囲の状況は、東は、駐車場。南側は、住宅。西側は、道路。北側は、道路と住宅です。転用事業の関連する特記事項はありません。以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。農地法第4条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議 長 次に、報告第2号 番号1 農地法第5条の規定による届出について事務局より専決した内容の説明を願います。

事務局長 はい、事務局、報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（専決）番号1 所在 ■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積429㎡ 譲受人は、■■■■ ■■■■ 譲渡人は、■■■■ ■■■■ です。転用目的は、所有権移転で共同住宅でございます。以上、宜しくお願いします。

議 長 続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。
9番 川島委員説明願います。

9番委員 はい。説明致します。申請者名、土地の所在は、事務局から説明のあったとおりでございます。調査年月日は、平成29年4月8日に調査を行いました。土地の案内と致しましては、■■■■■、■■■■■の信号を右折、東に約130m進み一つ

目の十字路を右折し80m進みT字路を左折し二つ目の路地を左に入った土地です。農地の状況ですが、ネギ、イチゴ等が少量栽培されていました。柿、松、椿、サツキ等の植木が植栽されていました。周囲の状況ですが、東は、住宅。南は、住宅と更地。西は、住宅。北は、住宅です。特記事項は特にありません。以上です。

議 長

以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議事録署名者		印
議 長		
委 員		
委 員		